

療養解除届 (インフルエンザ用)

園長 様

新潟市立新津第一幼稚園
組

園児氏名

療養解除届 (インフルエンザ用)

上記の者は、インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過しましたので本届を提出します。

発症日： 月 日
解熱した日： 月 日
登園開始日： 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで】

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

<例>

12/7から登校可能

12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
発症							発症							
		0日目	1日目	2日目	3日目					0日目	1日目	2日目	3日目	
		解熱								解熱				

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登園するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。